

沖縄県立美来工科高等学校 部活動に係る活動方針

部活動基本方針

本方針は、「部活動の在り方に関する方針(改訂版)令和 3 年 12 月沖縄県教育委員会」に則り、生徒にとって望ましい部活動環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、学校、地域、種目等に応じた多様な形で最適に実施される事を目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

1 適切な運営のために

- (1)指導者は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し校長へ提出する。提出後校長は、本方針及び上記の活動計画等を学校のホームページへの掲載等で公表する。
- (2)生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、適正な数の部活動を設置する。
- (3)部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な校務分掌となるよう留意し、適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (4)校長は、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のために

(1)適切な指導の実施

- ア 校長、部活動顧問及び指導者は、「部活動の在り方に関する方針(改訂版)」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 活動、練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。
- 生徒の安全を確保できない場合、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。
- 夏季の活動では、熱中症等に注意し、注意報等が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わない。
- 指導者は、生徒との信頼関係を前提とした指導を行う。
- 部活動では、肉体や精神に相応の負荷を課すことで技能や能力、記録の向上を目指す指導と、暴力・暴言等の許されない指導を、しっかり区別して行う。
- イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るため休養を適切にとることが必要であり、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高める等を正しく理解する
- 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。
- 競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- 保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導する。

(2)運動部活動用指導手引の普及活用

指導者は、中央競技団体等が作成する指導手引を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

3 部活動の休日及び活動時間

(1)学期中の休養日 原則、平日・土日：1日以上。

原則、週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(2)長期休業中の休養日

休養日の設定は、学期中に準ずる。

ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設け、年間活動計画に示す。

(3)活動時間 平日：3時間程度 休業日等：4時間程度

できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(4)学校の実態により多様な活動が行われていること、競技種目や芸術文化の各分野によって様々な活動形態等が考えられることを考慮する。

(5)その他

定期考査1週間前から考査終了までの部活動は原則として中止する。但し、大会前等で活動が不可欠な場合は、生徒会指導部(部係)に届出を行った上で平日は2時間程度、休日は3時間程度の活動とする。(内規 定期考査の実施第5条(2))

4 指導・運営及び管理に係る体制の構築

(1)校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等を考慮し、適切な部活動の運営ができるよう、適切な数の部活動を設置する。

(2)学校の状況を鑑み、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことが出来る部活動の設置を検討する。

(3)学校は、生徒のスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会を充実させる観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の団体との連携、保護者の理解と協力等による、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境並びに芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

(4)学校は、スポーツ環境や芸術文化等の活動のための機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者と本方針を読み合わせ、理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

(1)大会参加、県外遠征及び合宿等は派遣規定に則る。

(2)主催者が学校体育連盟以外の大会に参加する場合や、県外遠征を計画する場合は、派遣規定に則る。

6 その他

(1)評議委員会は、部長・顧問で構成する。(内規 第5節第47条(3)より)

(2)部長会は、各部長によって構成される。(内規 第5節第45条(2)より)

(3)部費の取扱については生徒総会での承認を得て決定する。(内規 第5節第47条)

(4)「部活動連絡会」(PTA 関係者や地域関係者等、部活動指導員、外部コーチを含む)を設置し、暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向け、年度初めや各学期中に学校の部活動方針を確認し、部活動指導の点検に取り組む。

上記方針は令和4年4月1日より実施する。

令和4年3月策定